

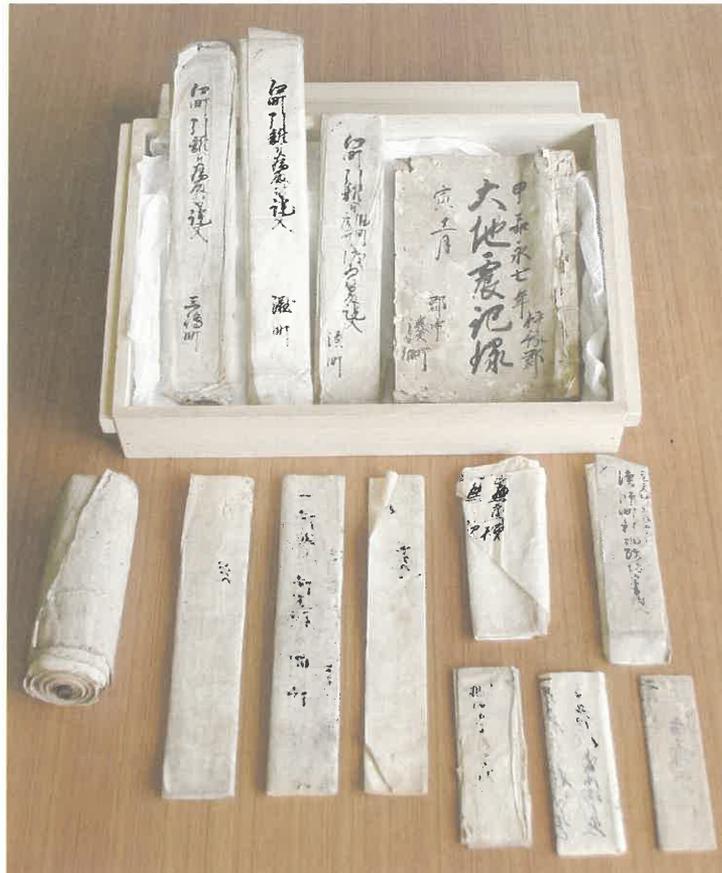
伊予市史資料集第6号 郡中湊町町方文書

# 郡中三町の「独立」と 安政大地震の記録



安政元年甲寅冬十一月大地震市家及波戸破崩不少  
後更繕修之頗有變於前景者因高之

伊予市教育委員会



### 郡中湊町町方文書

本書は「郡中湊町町方文書」のうち、「郷町引き離し文書」と「大地震記録」を収録しました。8ページから17ページまでは、文書の解説文と現代語訳の横書きで、18ページから39ページは文書原文の翻刻を縦書きとしています。

表紙写真は、「郡中市<sup>しはく</sup>陌浜辺図」といいます。同図には、「安政元年11月の大地震によって町家及び波戸が大いに破損し、後にこれらを修復修繕したが、以前の景観とは頗る異なるものとなった。それで地震以前の図を描いた」という意味の漢文が記されています。本書に収録した「大地震記録」は、安政南海地震直後の記録です。

## 発刊にあたって

平成18年3月、貴重な文書群「郡中湊町町方文書」が発見され、この所有者である中田和邦氏より伊予市に寄贈していただきました。この文書は本市にとって重要な価値を持つ歴史資料であり、平成19年11月1日付けで、この「郡中湊町町方文書」を伊予市指定有形文化財（古文書）に指定しました。

この度、これらの文書群の中から、「郷町引き離し」文書6通と「大地震記録」1冊の解説・現代語訳、解説文等を、『郡中三町の「独立」と安政大地震の記録』解説集として発刊する運びとなりました。「郷町引き離し」文書は、江戸時代後期の経済的な繁栄を背景に、文化5(1808)年、郷(村)から独立することを幕府に認められた現在の伊予市湊町、灘町、三島町の“独立”を証明する文書です。「大地震記録」は、嘉永7(1854)年に発生した安政南海地震による、伊予市湊町の震災後の状況及び対応を日誌形式で記した冊子です。くしくも、三町“独立”後200年目に当たる2008年に発刊できますこと、望外の喜びとするところであります。

湊町は下吾川村、灘町と三島町は米湊村に属しておりましたが、江戸時代の後期、大洲藩の物流拠点として栄えました。その経済力を背景に、村方からの独立を希望しておりました。「郷町引き離し」文書は、町方と村方、あるいは町と町との間で取り交わされたもので、町年寄・庄屋らの氏名・墨印が残り、村と町の役割分担が詳細に記述されております。

一方、「大地震記録」は、嘉永7年（安政元年）11月5日（西暦1854年12月24日）に発生した安政南海地震後、湊町での町方や藩の対応などを、45日間にわたって記録したものであります。被災状況よりも地震後の救済策を主に、しかも日誌形式で記録しているという点が珍しく、価値があります。藩や町方が連携しながらきめ細かな対策をとり、救援活動を行っていることがわかります。150年以上前のできごとではありますが、学ぶべき点が多くあります。

自治体の合併が進められる中での「住民自治確立」や、大地震に備えた官民一体の「危機管理対応」が求められる昨今、この2つの文書資料は“今日的”な課題解決の参考書としても価値あるものです。「温故知新」という言葉がありますが、地域の歴史を掘り起こすことは、地域社会の活性化につながります。我々には誇りある歴史、過去があるのだということを知ることは、今と未来を生きる自分が豊かになることなのです。

最後に、この文書群を見出され伊予市にご寄贈くださいました松山市在住の中田和邦氏、文書発見から解説集発刊までご尽力いただいた愛媛古文書研究会の柚山俊夫氏、そして文化財指定の審議及び本書編集のお世話をいただいた伊予市文化財保護審議委員各位に深謝申し上げます。

伊予市教育委員会教育長 上 田 稔

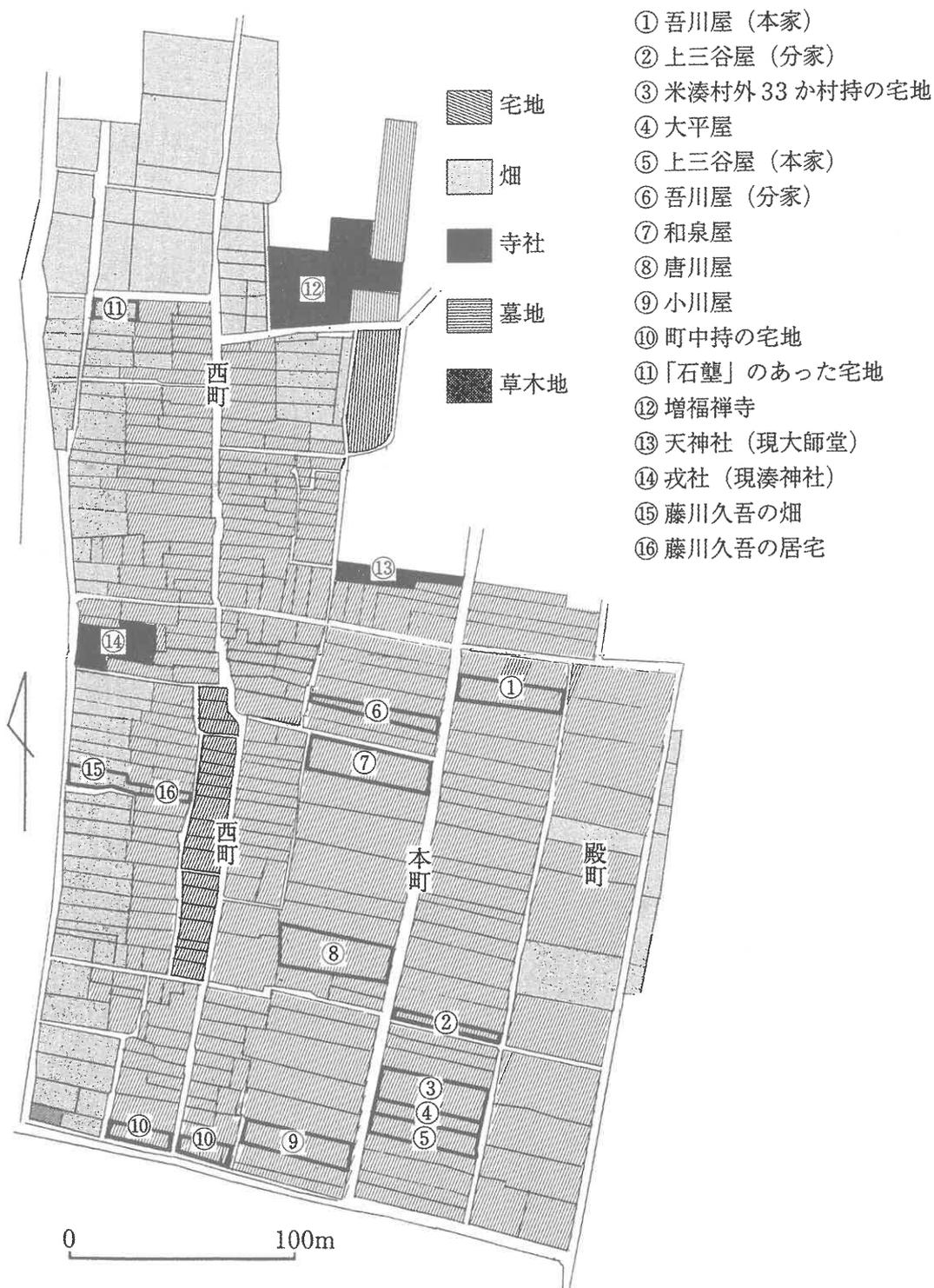
湊町・灘町・三島町一帯の航空写真（昭和22年 米軍撮影）



2万分の1地形図（明治36年測図）「郡中」「三嶋町」より



図1 明治初期の湊町



注) 明治9年「段別畝順帳」(愛媛県立図書館蔵)及び地籍図(伊予市役所)により磯崎文博氏作成(高教研地歴公民部会地域調査報告『伊予市の風土と人々の暮らし』所収, 2002年)

伊豫郡湊町全図（松山地方法務局蔵）



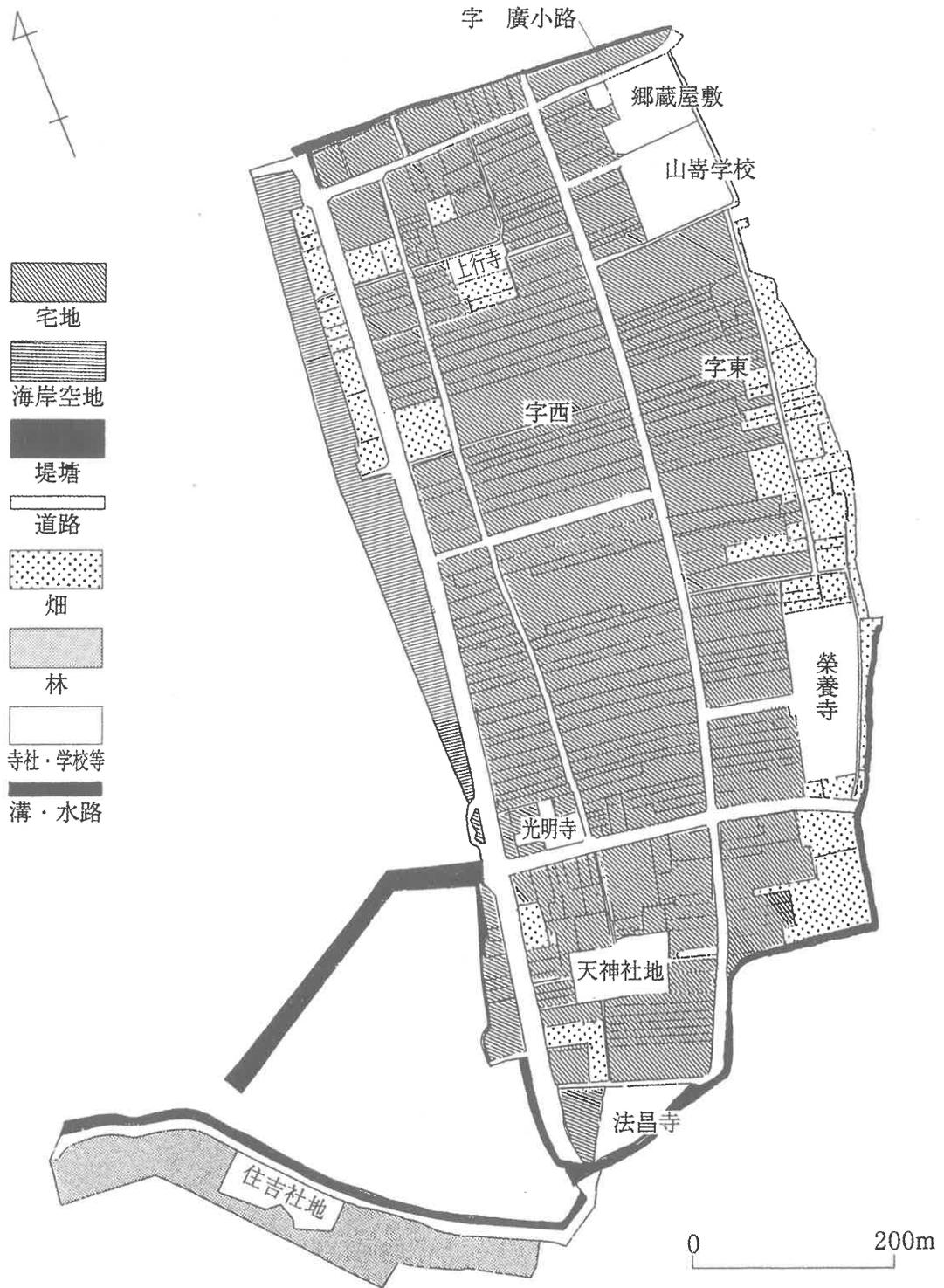
注) 図面に「第拾五大区拾弍小区 湊町」と記されている。第15大区12小区という行政呼称は、明治9年9月～明治11年12月に使用された。

伊豫郡灘町全縮図（松山地方法務局蔵）



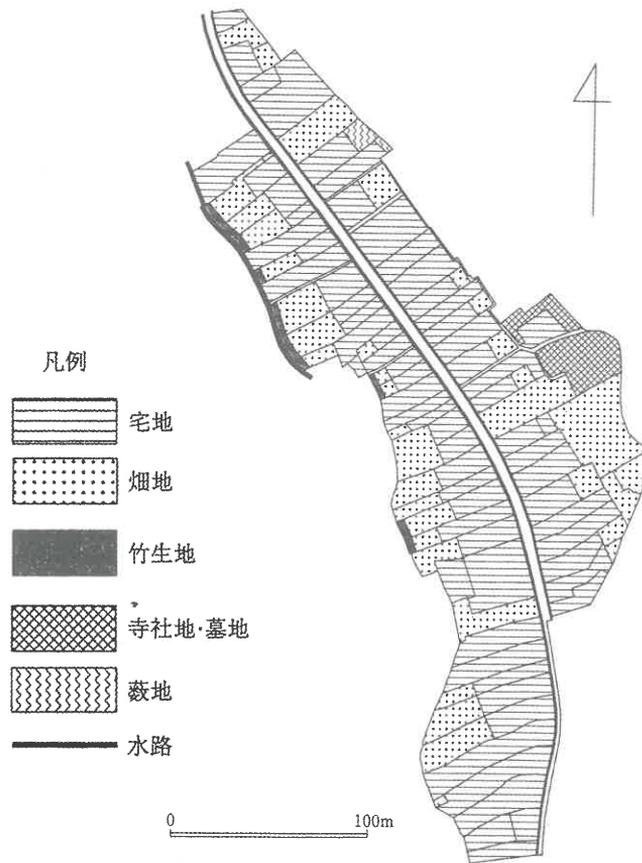
注) 図面に「第十五大区十二小区 灘町」と記されている。灘町と湊町は、明治9年当時、同一の行政区画であった。

図2 明治初期の灘町



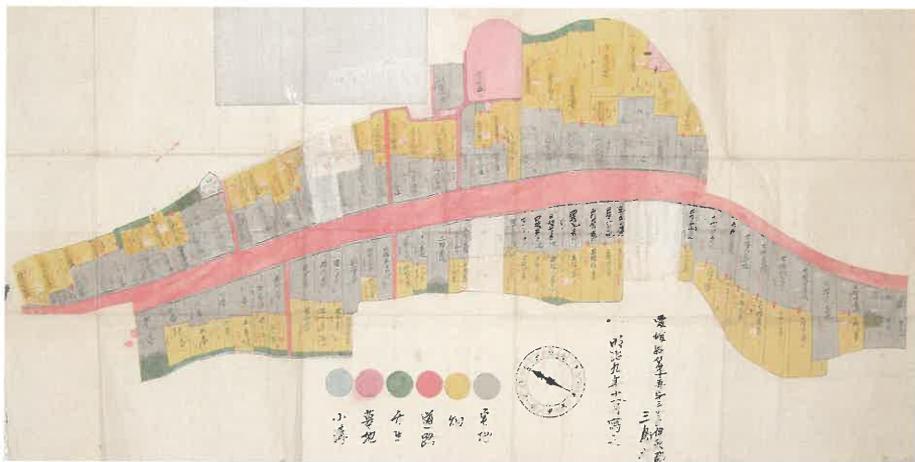
注) 明治9年「段別畝順帳」(愛媛県立図書館蔵)及び「伊予郡灘町全縮図」(松山地方局蔵)、現行地籍図により熊谷広行氏作成(高教研地歴公民部会地域調査報告『伊予市の風土と人々の暮らし』所収, 2002年)

図3 明治初期の三島町



注) 明治9年「段別畝順牒」(愛媛県立図書館蔵)及び地籍図(松山地方法務局蔵)により長尾起条氏作成(高教研地歴公民部会地域調査報告『伊予市の風土と人々の暮らし』所収, 2002年)

伊豫郡三島町地図(松山地方法務局蔵)



注) 図面に「愛媛県第十五大区十三小区伊豫郡三島町 明治九年十一月写之」と記されている。本図は地租改正に伴う土地調査によって、段別畝順帳とともに作成された図面の写しである。

# 1 「郷町引き離し」文書について

「郷町引き離し」とは、それまで一つの支配区域であった郷（村方）と町を、それぞれ別の区域にすることです。つまり、それまで湊町が下吾川村に從属し、灘町と三島町が米湊村に從属していたのを、それぞれ独立させ、三町で独自に自治を行わせるようにしたのです。

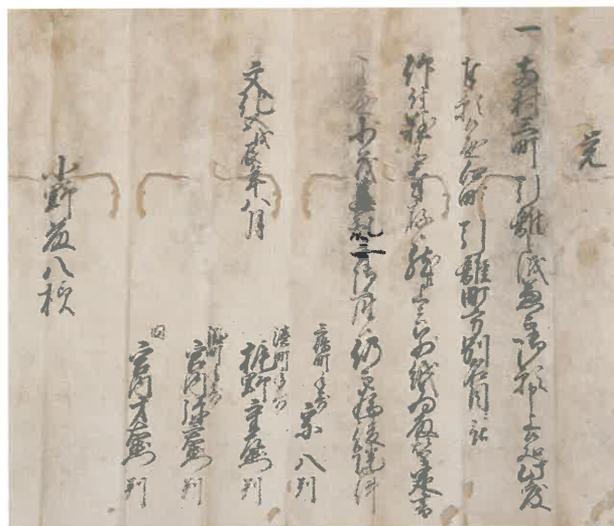
このことは、今からちょうど200年前、文化5（1808）年に幕府に願い出て許されたそうです。同年8月11日、御茶屋（郡奉行所）に奉行や代官、関係する庄屋や町年寄が集められて、「郷町引き離し」が発表されました。同月14日には灘町の法昌寺に庄屋と町年寄が集まり、その証文（覚えと定め）を取りかわしました。

証文は全部で6通残されています。

- (1) 町年寄から代官に宛てた覚え
- (2) 村方庄屋から町年寄に宛てた覚え
- (3) 町年寄から村方庄屋に宛てた覚え… (2) とほぼ同じ内容
- (4) 灘町から湊町に宛てた定め
- (5) 三島町から湊町に宛てた定め
- (6) 湊町から灘町と三島町に宛てた定め… (4) と (5) を合わせた内容と同じ

そして、町場や村方で負担しなければならない経費や労力などの役分担を明確にするとともに、町方内部での負担割合を、灘町 46.2%、湊町 30.8%、三島町 23.0%と決めました。

この「郷町引き離し」の史実そのものは、『愛媛県史資料編近世下』（1988年刊）や『伊予市誌』（2005年刊）、『郡中町郷土誌』（明治末年刊）などにも紹介されていますので、研究者の間ではよく知られたことでした。その証文の現物が発見されたのです。郡中三町の歴史を考える上で、欠かすことのできない大切な歴史資料で、灘町・湊町・三島町がそれぞれ村から独立したことを物語る、現物の史料なのです。



町年寄から代官に宛てた覚え

この「郷町引き離し」文書のうち、(1)・(2)・(4)・(5)の証文を紹介しましょう。

## (1) 町年寄から代官に宛てた覚え

覚え

一、米湊・下吾川両村と灘町・湊町・三島町三町を引き離すことについて、かねてお上へお願い申し上げておりましたが、このたび願いどおり郷・町引き離しをして三町は別の名目にお命じくださり、ありがたく存じます。そこで、別紙取りかわせ定め書のとおり、少しも間違いをいたしません。後日の証拠とするためこのように文書にいたします。

	三嶋町年寄	宗八
	湊町年寄	梶野重左衛門
文化5戊辰年8月	灘町年寄	宮内弥三右衛門
	同	宮内才右衛門

小野藤八殿

## (2) 村方庄屋から町年寄に宛てた覚え

覚え

一、幕府の御使者である御巡見様が御通行なさるとき、郡中三町の町内にある本陣・下宿ともに、仮亭主や諸世話人・火の見回り役、ならびに食事の世話をする給仕人や内夫、掃除夫そのほか諸道具類の準備などは、町方が引き受けること。

ただし、庄屋が相応の御用を命じられたときはお勤めすること。

一、遊行上人が御通行なさるときも、右と同じ扱いをすること。

一、御巡見使様や遊行上人が御通行のとき、次のところへ送り届ける人や馬の手配は、郷方が引き受けること。

一、臨時に幕府の御役人様が来るとか、隣領の殿様やその御使者が御通行になるとき、お宿の掃除夫・内夫・給仕人・諸道具類の準備は、町内で引き受けること。

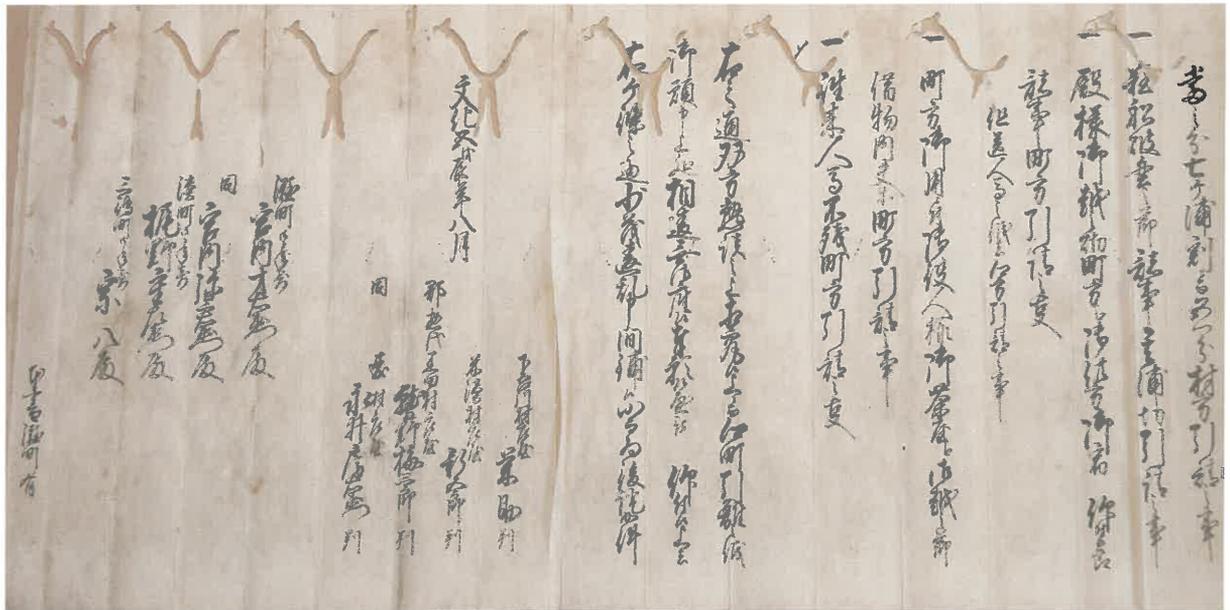
ただし、次のところへ送り届ける人や馬の手配は、郷方が引き受けること。

一、郷方の事件について、よそから御使者や御役人様がお越しのとき、お宿は郷方が引き受けること。

一、浦お触れ（幕府からのお触れを海岸沿いに伝達する）や、そのほか沿岸地域に関係する用件で、幕府のお役人様が御通行になるとき、それにかかわる経費の分担は、伊予郡7か浦で負担するうちの7分の5（湊町・灘町以外の5ヶ村分）を村方で引き受けること。

一、海難事件が沿岸で起こったときは、その浦だけで引き受けること。

一、殿様がお越しのとき、町方へお供の人の宿を命じられた場合は、諸経費は町方が引き受けること。



村方庄屋から町年寄に宛てた覚え（末尾）

ただし、次のところへ送り届ける人や馬の手配は、郷方が引き受けること。

- 一、町方の用件で藩の御役人様が御茶屋（郡中代官所）へお越しのとき、借り物や内夫などは町方が引き受けること。
- 一、街道を往来するとき必要となる人馬は、すべて町方が引き受けること。

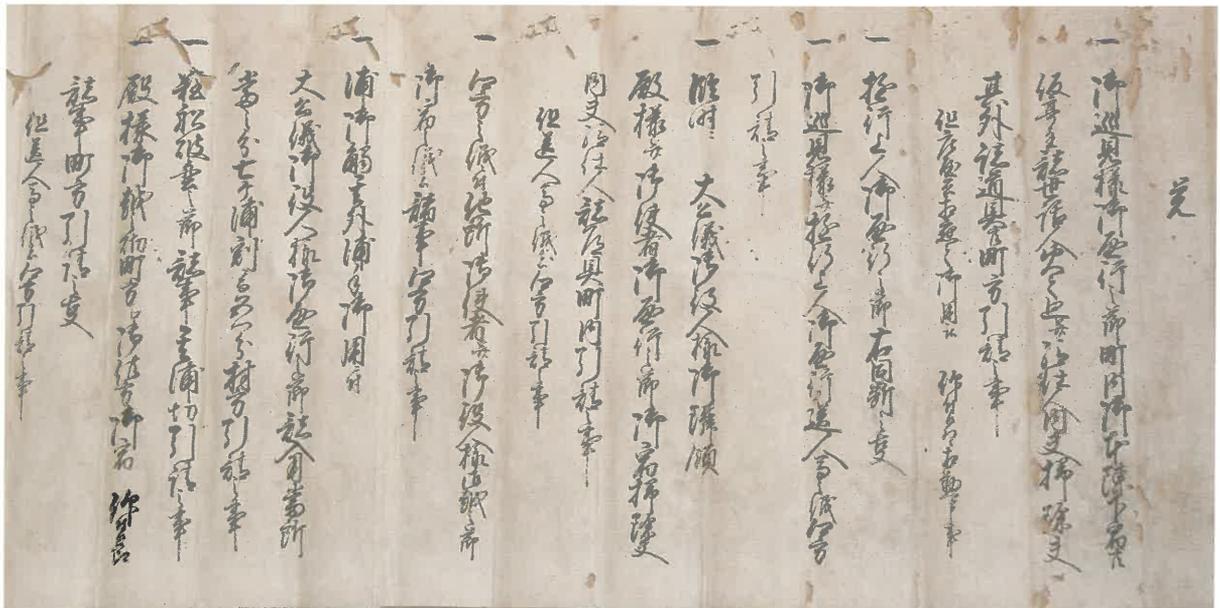
右の通り町方と郷方が双方よく相談し約束した上で、「郷・町の引き離し」についてお上にお願ひ申し上げた。願ひどおりお命じくださったので、右のこと、少しも違うことはない。後日の証拠とするため、このように文書にする。

	下吾川村庄屋	栄助
	米湊村庄屋	新五郎
文化5戊辰年8月	郡惣代黒田村庄屋	鷲野梅三郎
	同 森村庄屋	永井房右衛門
灘町御年寄	宮内才右衛門殿	
同	宮内弥三右衛門殿	
湊町御年寄	梶野重左衛門殿	
三嶋町御年寄	宗八殿	

#### (4) 灘町から湊町に宛てた定め

定め

- 一、前々よりお上にお願ひ申し上げていた「郷・町引き離し」について、幕府のお許しをいただいたので、このたび引き離し、別名目にお命じになった。このことについて郷と町がよく相談して証文を取りかわした。そこで、三町が引き受けた負担の



村方庄屋から町年寄に宛てた覚え（冒頭）

うち 46.2 パーセントを灘町が分担する。また、郷と町とで取りかわした証文に記載されていない「町内切之儀」については、くわしくは灘町・湊町と三島町が取りかわした証文に記された簡条書きのとおり、三町がよく相談して決めたことである。将来にわたって間違いなく 46.2 パーセントの割合をもって分担する。なお、規定以外のことについては、相談の上右の割合をもって分担する。後日の証拠とするため、このように文書にする。

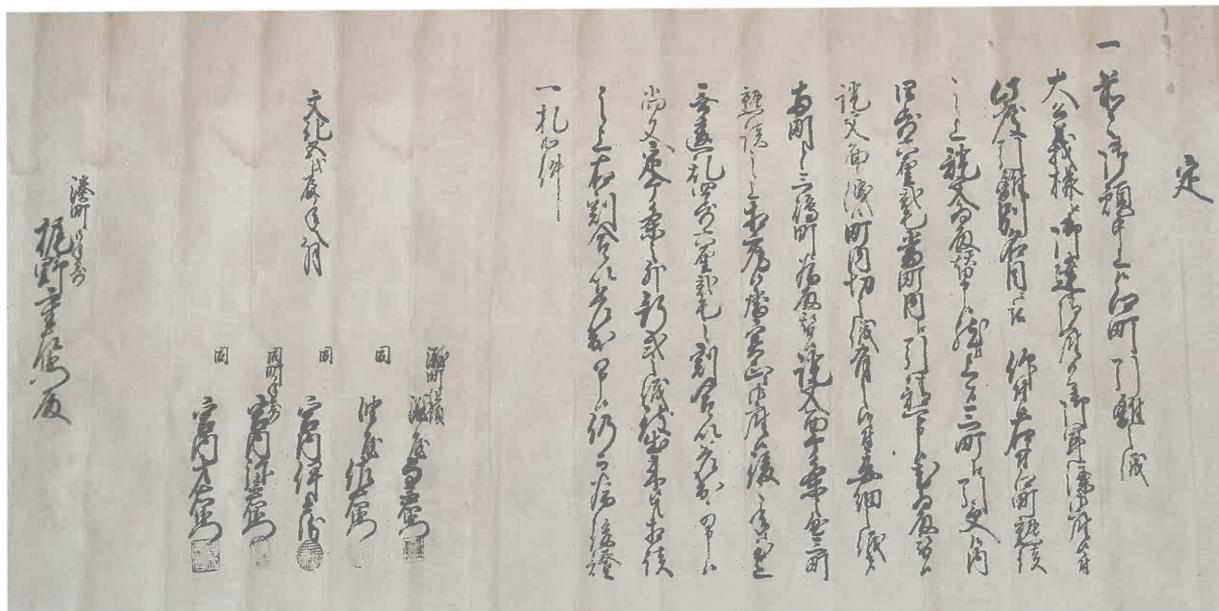
	灘町組頭	灘屋与三右衛門
	同	油屋佐右衛門
文化 5 戊辰年 8 月	同	宮内伊兵衛
	同町年寄	宮内弥三右衛門
	同	宮内才右衛門
湊町御年寄	梶野重右衛門殿	

(5) 三島町から湊町に宛てた定め

定め

一、前々よりお上にお願ひ申し上げていた「郷・町引き離し」について、幕府のお許しをいただいたので、このたび引き離し、別名目にお命じになった。このことについて郷と町がよく相談して証文を取りかわした。そこで、取りかわした証文に記された簡条書きのとおり、三町が引き受けた負担のうち 23.0 パーセントを三島町が分担する。また、郷と町とで取りかわした証文に記載されていない「町内切之儀」については、次のとおりとする。

一、幕府巡見使や遊行上人が通行のとき、御本陣や下宿におかれる仮亭主や諸世話

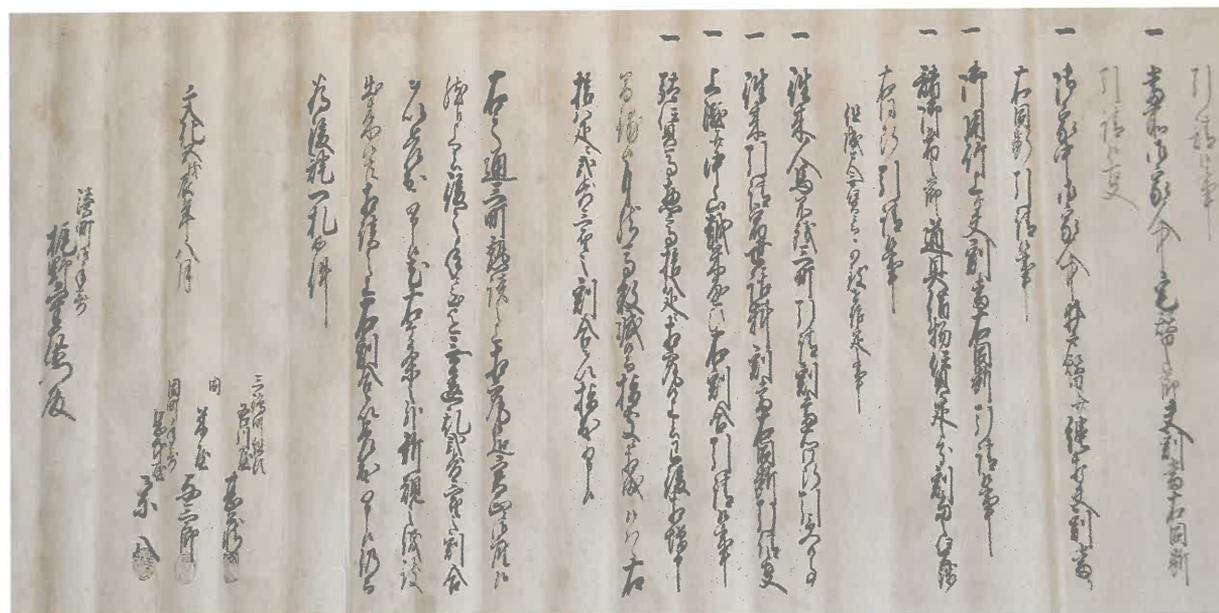


灘町から湊町に宛てた定め

人、火の見回り役、食事の世話をする給仕人や内夫、掃除夫そのほか必要経費のうち 23.0 パーセントを三島町が分担する。もっとも諸道具類などは、有り合わせの品物をさしだす。御用を務める者は、その役を務めるべき人物がいれば見計らって差し出すことにする。

一、臨時に幕府の御役人様が来るとか、隣領の殿様やその御使者が御通行になるとき、お宿の掃除夫・内夫・給仕人そのほか必要経費の分担は、右と同じく 23.0 パーセントを三島町が分担する。

一、殿様がお越しのとき、町方へお供の人の宿を命じられた場合は、町方が引き受け



三島町から湊町に宛てた定め (末尾)

たうちの 23.0 パーセントを三島町が分担する。

一、町方の用件で藩の御役人様が御茶屋（郡中代官所）へお越しのとき、内夫などの分担は、右と同じく 23.0 パーセントを三島町が分担する。

一、郡中駐在の藩役人が交代するために必要な人手の分担は、右と同じく 23.0 パーセントを三島町が分担する。

一、御用竹を運ぶための人夫の分担は、右と同じく 23.0 パーセントを三島町が分担する。

一、御用での宿泊の際、必要な道具を借用したときの借り賃を分担するとき、右と同じく 23.0 パーセントを三島町が分担する。

一、往来の人馬（伝馬役）はすべて三町が引き受けたが、そのうち 23.0 パーセントを三島町が分担する。

一、宿世話料のうち 23.0 パーセントを三島町が分担する。

一、上灘・中山からの米の輸送人馬のうち、23.0 パーセントを三島町が分担する。

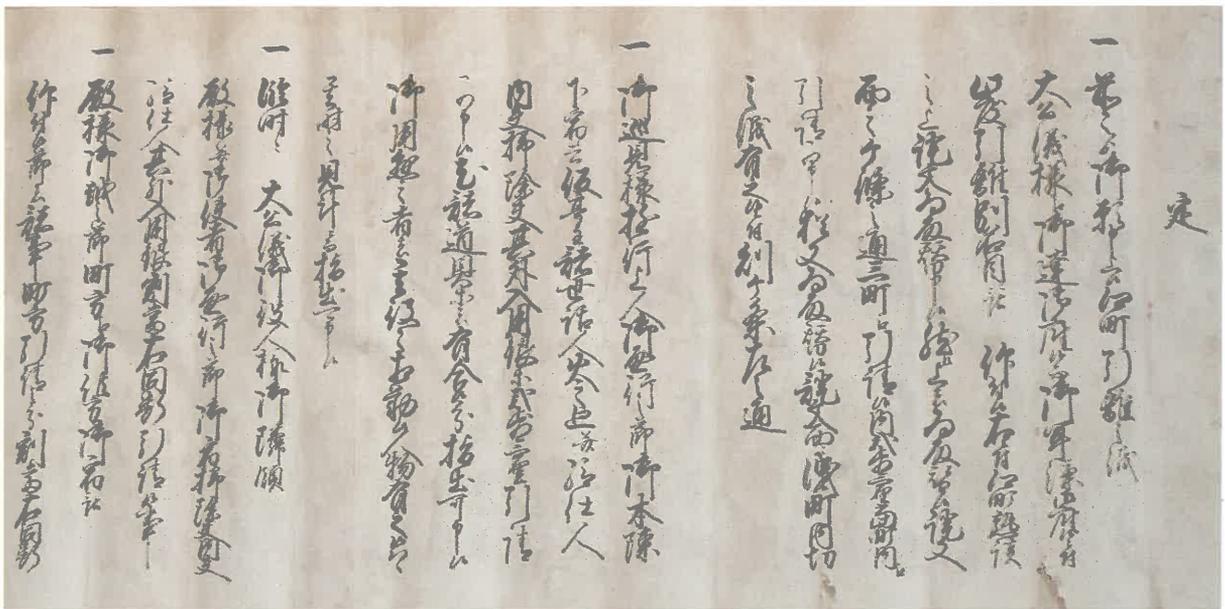
一、駄賃馬は 18 匹と決められた以上、増やさないように。馬が少なく支障があれば、不足分のうち 23.0 パーセントを三島町が分担する。

右のとおり三町がよく相談してしっかり決めたことである。将来に至るまでまちががなく 23.0 パーセントを三島町が分担する。もっとも右の規定以外のことについては、相談の上右の割合をもって分担する。後日の証拠とするためこのように文書にする。

三島町組頭 吾川屋甚蔵 印  
同 米屋与三郎 印  
同町年寄 岡本屋宗八 印

文化 5 戊辰年 8 月

湊町御年寄 梶野重右衛門殿



三島町から湊町に宛てた定め（冒頭）

## 2 「大地震記録」

嘉永7年（1854）11月5日に発生した大地震は、「安政南海地震」（理科年表）の名称で知られ、江戸時代でも指折りの大地震であったようです。郡中の町でも、塀が崩れたり、家が倒れたりするなど、大きな被害をこうむりました。

この「大地震記録」には、大地震そのものの惨状はほとんど述べていません。地震後の湊町の町方役人や奉行所の対応、藩の触書などの記事が記されています。

この文書によって、伊予市の先人たちが大地震という緊急事態にどのような対応をしたか、学ぶことができるのではないのでしょうか。

本文を読みますと、この大地震の後には、便乗値上げや大工・日雇・職人らの賃上げが行われ、それを厳しく指弾する藩の命令が出されています。流言飛語に対して冷静な対応を求める触書もありました。また、難渋する人々に対して、米や薬の給付など、藩や町がきめ細かな対策をとり、救援活動を行っていることがわかります。

このように、150年以上も前の時代のできごとではありますが、大地震後の行政や市民の対応という視点で見れば、学ぶべきことがありそうに思います。

以下、内容を要約して紹介しましょう。

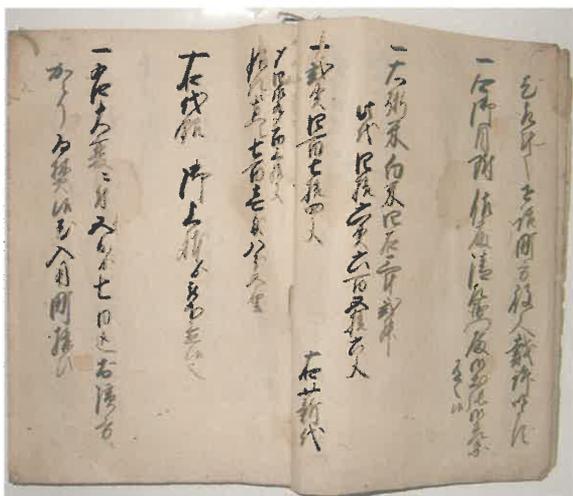
11月5日午後4時ごろ、大地震がおこった。

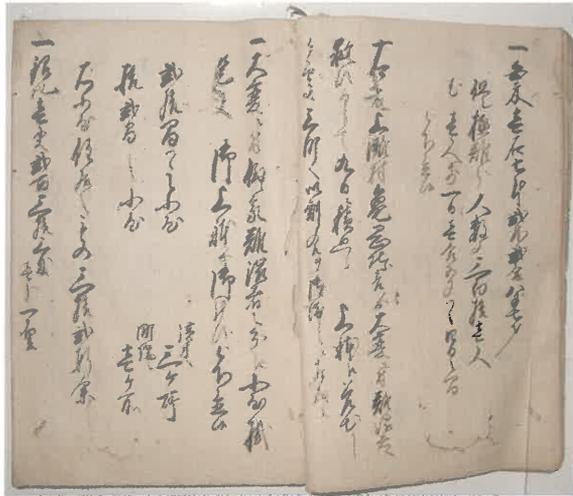
7日午前10時ごろ、同じく大地震があった。

お上の命令により、6日より9日まで、湊町の浜にある恵美須社前で、浜方の難渋者に対し「お救い」として粥が1日3回支給され、町方役人が世話をした。粥の炊き出しに要した米代・薪代は、藩より支払われた。また、5日より7日まで浜方でかがり火を焚いたが、この費用は町方が負担した。

11月7日には、町内安全祈願のため八幡宮へ御祈禱を依頼し、讃岐の金比羅宮へ代参を立てた。

11月8日、奉行の山本加兵衛より村々庄屋・町老にあてて、触書が出された。「地震に恐怖して虚説を唱え、山林や遠方まで逃げている者がいるが、心得違いである。どこへ行こうと災難にあうかどうか、わ





からない。住みかをはなれず、それぞれ火や賊の難がないよう気を配るように。」

11月9日、代官の谷右衛門七より村々庄屋・町老にあてて、触書が出された。「大地震のため、米・麦・雑穀類（食料品）、竹木・葺き草（燃料・建築資材）など、にわかに値上げされることのないように。これらの品々は積み出し、他領売りをいっさい禁ずる。」また、地震による被害による「中難」「極難」の者の人数を取り調べるよう指令があり、調査して報告している。

ついで、避難小屋が藩の命令により建設された。20間の小屋が浜方へ3か所、12間の小屋が町端へ1か所つくられた。この小屋で32世帯が避難生活を行っている。

さらに、張り番所が藩の御番所前に置かれ、8日から14日まで昼夜、町役人が詰めて、さまざまな役用向きをすませた。ほかに湊町の町端に1か所、上浜に1か所張り番所が設けられた。これとは別に、灘町・湊町の両町が共同で浜御番所下に張り番所を設けている。

大地震で死亡した者が8名記録されている。奉公人のうち、女1名（上灘村出身）・男1名（今治領津倉島出身）、町内在住者では男1名・女5名が、倒れた家の下敷きになるなどして死亡した。

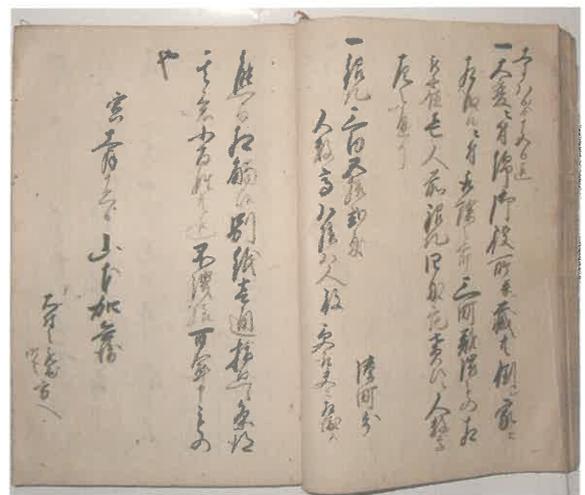
また、大地震の際、浜方のあちこちで火災が発生し、消火に努めたが、ある家が大火になった。翌6日には鎮火したが、5日夜には奉行や代官も出張し、灘町・米湊村・上吾川村からも加勢があった。

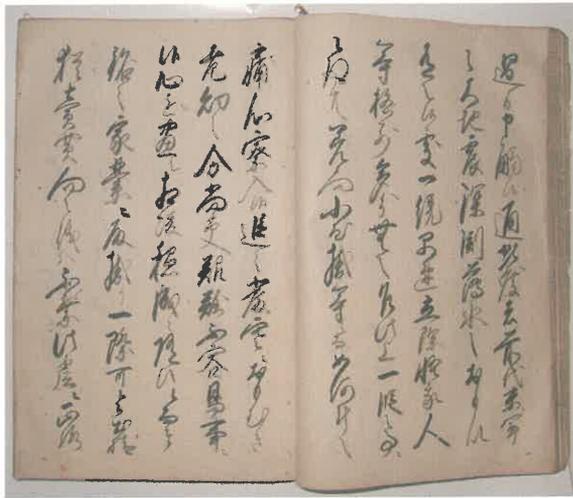
地震から5・6日の間の警戒は嚴重なものであった。郡奉行は、おりおり町・浜を巡回した。代官・手代は毎夜、交代で巡回した。町役場の者も同様である。当時、余震を恐れて町内の者は残らず「小屋住居」であって空き家同様の状態であった。そこで、町の入り口で他所人を差しとめ、1人も通行させなかった。嚴重にかまえていたので、その後、火災や盗賊などの被害はなかった。

11月12日、町内の被害状況を見積もるため、3人の大工を現況調査に出した。

11月15日には、「極難」の者311人に対して藩より白米が支給された。また、地震で倒壊した綿役所・蔵を取り除けるため、3町（湊町・灘町・三島町）の難渋者が藩に雇われて作業をした。湊町からは延べ88人が従事し、代銀をそれぞれに渡した。

同日、他所よりの大工稼ぎについては、年行司へ直接申し出て町役場より名前を





届け出れば、御作事方より稼ぎ札を交付することとなった。さらに、薪類が必要ならば配慮することを藩より言ってきたが、薪は倒壊家屋の古木を用いるので差し支えないと辞退することになった。また、鉄類の移出を禁止して公用のほかは売却を禁止したが、鍛冶屋平五郎より申し出があり、「家屋修復に釘・鋸の注文が殺到して準備したいが、肝心の鉄がないので困っている。町方よりお願いしてほしい。」と言ってきたので、御手代中にお

願いして1束ずつ渡した。11月16日、奉行の山本加兵衛より村々庄屋・町老にあてて、触書が出された。「これから寒くなるが、老幼の者には艱難容易ならざることであろう。心を尽くして寒さをしのぎ、穏やかになればめいめい家業に取り掛かり、ひときわ出精するように。」そして「商売は、この虚に乗せず、正しい取り計らいが大切である。」として、便乗値上げを戒めた。

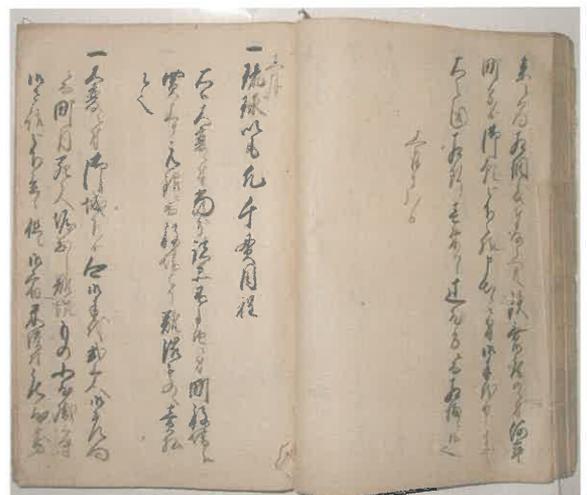
なお、11月（日不明）、芝居の一座が帰国した。「10月24日初日 隔年市芝居吉田傳重郎座」が忠臣蔵を興行し大当たりしていたが、地震のため興行を中止した。また、竹木の他所売りを差し止めた。

11月19日、代官の谷右衛門七より両町年寄中にあてて、触書が出された。「大洲城下より郡奉行神山百兵衛が郡中に来て、明20日、当方の郡奉行山本加兵衛とともに町並みを見分する。代官である自分も同道するので、両町の者は案内をせよ。順路は、灘町本町通り→湊町本町通り→湊町浜通り→灘町浜通りで、それが済めば三島町へ向かう予定である。案内に遅れないように。」というものであった。

11月20日付けで正木雄左衛門・豊川覚十郎（代官配下）2名より岡井九左衛門（湊町町老）に対し、「地震による被害者のうち、中難・極難の者を取り調べ、至急取り計らうように。」と伝達されたので、別に帳面を作成して人数を書き出し差し出した。

11月23日、代官の谷右衛門七より3町老中にあてて、触書が出された。町内の者が湿気復寒に難渋しているので、薬を配布する。湊町に330袋、灘町に260袋、三島町に56袋が配布された。これは、奉行の山本加兵衛が自ら施薬したものであるというので、ありがたく頂戴した。

11月24日、正木雄左衛門・見山十郎左衛門（代官配下）2名より岡井九左衛門（湊町町老）に対し、「日雇い賃の値上げが行われていると聞くが、それはお触れの御



主意に反するので取り計らうように。」と伝達された。

11月25日、御作事方より郡中庄屋・町老に対して触書が出された。職人たちの手間賃はこれまで定めがあったが、地震後、過当の手間賃をふっかける者がいると聞いている。以後、心得違いの者がいれば処罰するので、このことを職人たちに伝えるように、とのことである。

12月、琉球芋千貫目ほどを町役場が買い上げて難澁者へ売った。

12月11日、代官の谷右衛門七より宮内惣右衛門・梶野重右衛門・岡井九左衛門に対して、「地震の際、町内極難の者に対し粥の炊き出しをおこなったが、その白米や代銀と、灘町や三島町で人別に割り渡した人数を取り調べて書付を差し出すように。」と命じられた。

日誌の内容抄録は以上ですが、末尾に町役の氏名など数件の覚え書があります。まず、当時の湊町の町役人の氏名は、左のとおりです。

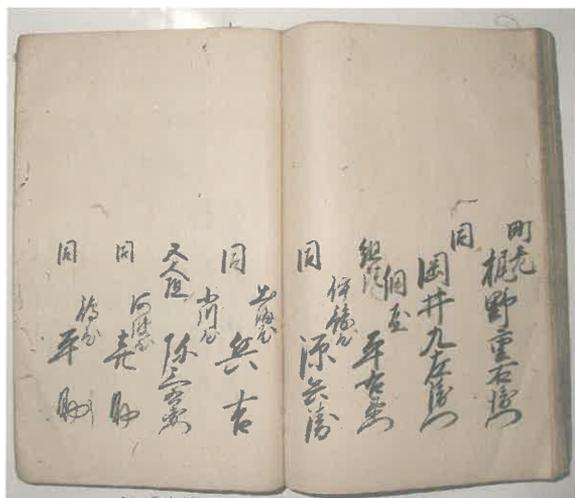
町老	梶野重右衛門	岡井九左衛門
組頭	網屋平右衛門	伊豫屋源兵衛
	出海屋兵吉	
五人組	小川屋弥三右衛門	阿波屋喜助
	嶋屋平助	
筆役	孫九郎	
町代	助右衛門	

さらに、地震のため町用が多忙なため、町役人の補助として次の4名が「仮役人」として業務を行いました。

福井理兵衛 唐川屋九兵衛 八百屋信蔵 小川屋久五兵衛

次に、松山の道後温泉の話があります。

11月5日の大地震で、道後温泉では源泉の湯がとまり、「いずれもからからに」なった。すぐ神仏へ祈念が始まり、御神楽や大般若が毎日行われ、手を尽くしたが、温泉はとまったままであった。「道後はまことに闇夜に灯火を失うがごとし」、しかし翌年4月ころよりすこしずつ湧出がみられるようになり、5月・6月に至り、もとのように湧き出るようになって、以前の賑わいを取り戻すことができた。「お上をはじめとして、道後は再び喜悅の眉をひら」いたのである。



書役 孫九郎

町代 助右衛門

右地震二付町用繁夕

役人中届合不申候仮役人

福井理兵衛 唐川屋九兵衛

八百屋信蔵 小川屋久五兵衛

一 式拾軒

痛ミ家

一 三拾三軒

大痛ミ家

ノ町分

當町老

梶野重右衛門

一 百三拾式軒

内三拾九軒

取除ケ

九拾三軒

倒レ家

同

岡井九左衛門

一 四拾七軒

痛ミ家

組頭

網屋

一 五拾六軒

大痛ミ家

平右衛門

ノ濱分

惣ノ三百三拾五軒

同

伊豫屋

源兵衛

一 天神社中殿并本殿ハ無事、廻り之掛塀倒レ

同

出海屋

兵吉

一 戎社神殿中殿共倒レ 但し普請出来翌年倒レ

五人組

小川屋

弥三右衛門

一 増福寺楼門倒レ并庫裏大痛ミニ有之候所追而倒レ

五人組

阿波屋

喜助

一 大師堂竈場倒レ

ノ

同

島屋

平助

一 右大變之節ノ諸国共潮高満チニ而當濱手も冬分之処氣遣敷相見ヘ、両町濱手石垣出来、尤、御上ノ出来いたし候事

ノ

一統能々相心得、篠卷仕方之儀、精々入念いたし元方算  
用向相立、追々繁昌手弘ク篠卷賣捌出来いたし候様希事  
ニ存候

嘉永七甲寅年十二月

町老

梶野重右衛門

同

岡井九左衛門

網屋

組頭 平右衛門

伊豫屋

同 源兵衛

出海屋

同 兵吉

小川屋

五人組 弥三右衛門

阿波屋

同 喜助

嶋屋

同 平助

筆役 孫九郎

町代 助右衛門

右地震之砌町用繁ク

役人中届合不申付仮役人

福井理兵衛 唐川屋九兵衛

八百屋信蔵 小川屋久五兵衛

十一月五日大地震之砌、同時ニ松山道後之湯留り、何  
レ茂からくニ相成、直様神仏江祈念、毎日御神楽并大  
盤若等無怠執行被盡手ヲ候得共、曾以出不申、道後ハ  
誠ニ闇夜ニ灯火を失ふが如し、然ル處翌年四月頃少々  
つゝ出ル様申候へとも、墓々敷義ハ無之候得共、追々  
ニ出候而五月ハ六月ニ成候而ハ已前之通り満湯いたし、  
又々賑々敷相成、  
御上ヲ始与して道後ハ再ヒ喜悦之眉ヲひらき候也

一四拾七軒

内拾六軒 取除ケ

三拾壹軒 倒レ

付候也

地震之節、町内極難之者江粥為御焚ニ相成候白米并代銀且灘町三しま町ニ而八人別へ割渡し有之候員数、三四日之分同様被取調へ候而來ル十五日迄ニ不間違様書付御差出し可有之候、已上

十二月十一日

谷右衛門七

宮内惣右衛門殿

梶野重右衛門殿

岡井九左衛門殿

一板類御作事御用不相濟候間、賣払御差留ニ相成ル  
一竹木類世上追々廻り合 御用始御支も無御座候哉、地拂たけ御免被仰付候

十二月廿日  
一銀札四匁

八百屋  
又五郎

一同三十八匁六分

惣人数へ

右ハ先達而濱惣平宅出火之節、為骨折御上躰ハ町役場

迄被下置候ニ付、夫々役人ハ配分いたし候

一銀札拾匁

灘町

一同 八匁

上吾川村

一同 八匁

米湊村

右三ヶ所ハ惣平宅出火之節加勢ニ預り、人数之内江酒料与して以役人挨拶旁為持遣す、尤加勢之節御代官所ハ御差圖ニよつて参り候由ニ付、右取計も御差圖之上之事也

覺

誠ニ此度者前代未聞之大変、不残小屋住居ニ居候得共、追々穩ニ相成、少々つゝ、痛家之分ハ取繕ひ帰宅いたし候得とも、大破倒レ家之分者早速普請作事等も出来かたく候得者寒氣之節を凌兼、翌年春迄小屋住、しかし難渋ものハ御上躰始一統重立候分并篠卷屋等与り世話いたし候而越年之手当テも出来、誠ニかゝる時節、殊ニ寒氣ニ趣、是与申稼も出来かたき時節ニ候へとも、篠卷商賣相はつミ老幼之者迄手間取いたし、一統潤職ニ可相成事と尚更当年ニ而思ひ合せ候、兼而篠卷商賣之儀者  
御上躰御役筋ニ厚ク御世話被下置候分ハ後年ニ至り候而も

外二三升四合割余り之通

ノ

右従 御上躰〔ママ〕の老ママ人前式合つゝ、廿二日之間御救ひ与して被下置候

但し三町共廿日分之處、二日分町方計増ニ相成候、

前日役場を取計ひ二日分老石遣し置候故、此分

御見込ニ而被下候也

態与申進候、然者他所大工并郡内島方を入込ミ、一家起シ等法外之賃銀相好ミ候趣相聞候間、夫々入念之上格外之分其外諸職人とも地盤之外ニ賃銀相好ミ候ものハ早々御申出可被成候、已上

十一月廿四日

正木雄左衛門

見山十郎左衛門

三町

態与申進候、然者此頃日雇賃直上ケニ相成候趣相聞、御觸之御主意ニ相違いたし候間、地盤へ戻り合候様御取計可被成候、先頃綿役處江遣ひ候賃ハ格別烈敷遣ひ候間、別段取計いたし候、最早地盤之賃銀ニ下ケ致候間、右等之

引格ニ相成候訳ニハ無御座候間、左様御承知可被成候、以上

十一月廿四日

正木雄左衛門

見山重郎左衛門

岡井九左衛門様

態与申進候、然者此度之破損、中難極難取しらへ被仰付、即刻入込候間、役人中不残無延引罷出候様御取計可被成候、例与違火急之事故、都而即刻御取計可被成候、右早々、以上

十一月廿日

尚々書役も御呼出し可被成候

正木雄左衛門

豊川覺十郎

岡井九左衛門様

右之通り御手紙到来、都而此度之大変ニ付難渋もの取調候之儀ハ是迄町役場毎々之事并御手代中も御承知之事ニ候得共、此度右之通り火急ニ御申越し、夫ニ付役人中參會御手代中御入込之上取しらべ別帳ニくわしく人数書いたし差出ス、此度之人数ニ追々被下銀并拝借等も被仰

寅十一月廿四日

谷右衛門七

右村々三町 庄屋中  
町老

八助後家

もと

丸右衛門後家

さだ

仁平娘

小まつ

同人娘

さかよ

覺

一町方濱方惣平宅、去ル五日大地震ニ倒レ候砌、火起り

焼失仕并隣家菊松宅へ火移り候得共、是又倒レ家之儀

ニ御座候へ者少々之事ニ而相鎮り申候

一濱方栄吉宅、同時倒レ候砌、是又火起り候得共、少々

之事ニ而相鎮り申候

右之段御届申上候、已上

湊町老

嘉永七甲寅年十一月廿二日

岡井九左衛門

谷右衛門七様 組頭平右衛門出勤

覺

町内濱

道助

同人妻

ぬぎ

八助後家

もと

丸右衛門後家

さだ

仁平娘

小まつ

同人娘

さかよ

右之者共、去ル五日大地震ニ家倒レ即死仕、御届申上、

早速御見分之上仮埋被仰付、右ニ付親子兄弟親類之者夫々

呼出し承り調候所、実ニ天変不慮之死ニ而何故障筋も無御

座、奉掛御苦勞候段奉恐入候、斯迄御入念被下置候上ハ

後々年ニ至迄、右死骸之儀ニ付毛頭申分無御座候、然ル

上者取埋被 仰付被下置候様歎出候間、何卒御憐愍之筋

ヲ以取埋被 仰付被下置候様御歎申上候、奉歎候通被仰

付被下置候ハ、難有奉存候、已上

湊町老

嘉永七甲寅年十一月

岡井九左衛門

谷右衛門七様 十一月廿日差出ス

十二月二日

一麦六石九斗九升六合

極難渋者へ

二而見計ひ縁取位ニ而御茶煙草盆被差出候而可然存候、右御順町之事故、拙者も御付添罷越し可申候間、万端其向手当可被致候、御順町則左之通り

一灘町本町通りを湊町本町通り、夫与り湊町濱通り灘町同断

一両町右之通り御見分相済、日も有之候ハ、三嶋町江も御入込ミ被成候間、御案内向遅参無之様可被罷出候

十一月十九日

猶々御道筋取片付ニハおよび不申候

谷右衛門七

両町

年寄中

右大変ニ付、御城下を

御郡

神山百兵衛様

当方御郡

山本加兵衛様

御代官

谷右衛門七様

御城下を

御手代御老人

右ニ付、町老役人御案内ニ而町濱大破倒レ家御見分被下置候、其節組頭平右衛門前ニ而廣敷かまへ、御茶并御くわし

等煙艸盆差出し候

十一月廿八日

一白米三斗五升九合

破戸方

但シ、町内濱難洗者左之人数へ被下候

佐助

重允

八右衛門

友七

惣七

寅五郎

松之丞

源五右衛門

岩五郎

哥五郎

尤老人前一日三合つゝ、家内惣々四拾老人

一右大変之節、当時五六日之間、御郡様御手人ニ而折々町濱御廻り被遊候、并

御代官御手代中ハ毎夜替々御廻り被成候、町役場も御同様之事ニ候、右当時ハ町内之者不残小屋住居ニ而明家同様之事ニ候得者町入口ニ而他所人差留、老人も通し不申候、嚴重ニ相かまへ候故火賊之難も無之、追々穩ニ相成候得とも兎角地震ハ少々つゝ、當年中晦日迄ゆり候故、何と無心能快覆出来不申候

地震ニ付、人家痛之輕重兼而被申出候様申觸置候處、未タ有無不被申出候村方も有之候、延引ニ相成候分ハ是又当月中ニ届書可被差出候、已上

一米式石

出海屋  
兵吉

一同式石

唐川屋  
九兵衛

右者大變之砌、両人之者を難渋者へ救ひ与して町役場迄願出候ニ付、御届申上、追々ニ相渡す

右為御會釈と、翌年五月両人之者宮内惣右衛門宅ニ而御酒御吸物被 下置候

灘町年寄

宮内惣右衛門

同

宮内才次郎

湊町年寄

岡井九左衛門

右両町年寄中、右大變之節万端世話行届候ニ付、從

御上躰御称美之上、宮内惣右衛門宅ニ而御酒御吸物被下置候、但し同役重右衛門不快ニ付出勤不致、夫故御沙汰無御座候

猶々役人中之内、出精もいたし候もの有之候趣ニ付、同様御酒被下置候筈ニ候所、追々御手廣ク相成候故、夫迄

被為届かたく、右之御時合役人中へ申聞候様御代官所も被仰聞候故、役人中江申通し、名前左之通り

網屋

平右衛門

いつみ屋

兵吉

卯五月

小川屋

弥三右衛門

一御作事を御書附写、左之通り

諸職人作料、兼而御定茂有之候所、此度之大變ニ付、過當之作料申出候者も有之哉ニ相聞へ不都合之事ニ候、以後心得違之者有之候得者急度咎メ可申付候、右之趣諸職人江早々可被相觸候

十一月廿五日

御作事

郡中 庄屋

町老 中

今日者御城下を神山百兵衛殿御入込ミ被成、此度之地震ニ付倒候家痛家等、明廿日昼後山本加兵衛殿御同伴ニ而御見分被成候間、両町共御案内ニ可被罷出候、湊町濱通り

一十一月十二日、町内痛家見積り与して左ノ三人、御作事御用相勤居候を相断、見分ニ相廻ス

大工  
槌之助

同  
熊吉

同  
直藏

大変ニ相成、芝居座本始メ世上一統之大变故、国元辺も如何と氣遣ひ、相談之上受銀以日割ヲ相渡候、御上躰江願下ケ御聞濟之上帰国致ス

態与申觸候、然者地震之砌、町内小屋住居之もの湿氣復寒等ニ可致難渋ニ付、施薬御取計被下置候間、三町左之通り小家住居難渋ものへ軒別御割渡し可有之候

十一月廿三日

三町老中

谷右衛門七

一上濱〔略〕

右大変之砌、近隣魚屋金兵衛方へ参り、少々宛もの取帰り候趣、日を追而相顕レ御呼出しニ相成、御しらへ之上揚屋被仰付、暫ク御留置ニ相成候得共、前躰御免被仰付候也

十一月

一三百三拾袋 湊町  
一貳百六拾袋 灘町  
一五拾六袋 三嶋町  
右者御郡山本加兵衛様御手製御施薬之由承り、難有頂戴仕候、尤郡中不残

十月廿四日初日  
一隔年市芝居吉田傳重郎座

受元 八百屋伊三右衛門

正岡屋七郎右衛門

右八興行最中六日目藝臺忠臣蔵大当りニ相見へ候処、右

十一月  
一右大変ニ付、竹木他處賣

御差留、木屋中へ急度被 仰渡候

入候、追々嚴寒ニおもむき老幼之分尚更艱難不容易事ニ候、心ヲ盡し相凌、穩成ニ随ひ候而者銘々家業ニ取掛り一際可令出精、猶賣買向之儀ハ不乘此虚ニ正路之計ひ専要之事ニ候条、一統厚ク可相心得もの也

寅十一月

右御觸面奉拜見候而ハ誠ニ難有事、言語ニ伸かたく一統奉感心候也

十一月十五日

時節柄ニ付他所大工稼之儀、当方年行司へ直々申出、尚又町役場名前書ヲ以相届申候ハ、御作事方名分稼札被相渡候段、御手代中名御沙汰承る

豊川覚十郎

兵頭孫平次

町役場へ

一大変ニ付、薪類差支候者も可有之哉与

上躰名御心付被下置、山方方へ

御代官所名御沙汰ニ付、町方買取之儀ハ役場ニ而取計ひいたし候様、三町共江御沙汰御座候へ共、薪之義ハ倒

家多ク古木等相用ひ候へハ小家ニ至迄拾ひ焚いたし候而も差支之義当分無御座様、役人中名申出候ニ付、御上躰御断申上、御延引ニ相成申候

一右大變ニ付、鉄類出津御差留ニ相成、御用之外賣払不申、右ニ付鍛冶屋兵五郎名申出候ニハ痛家取繕ひニ夥敷釘鋸等頼参候間、相調度奉存候へ共、鉄無御座候ニ付、何卒町方名御願被下候様申出候ニ付、御手代中まで右之趣相断、老束つ、辻屋方ニ而相渡し候也

十一月十八日

十二月

一琉球いも凡千貫目程

右八大變ニ付、当分諸品不自由ニ付、町役場江買上ケ元銀ニ而役場与り難渋ものへ賣払候也

一大變ニ付、御城下名郷御手代式三人御差向ニ而町内死人掘出し難渋もの小屋掛等御世話被下置候、但シ御宿米湊村庄屋宅

右ニ付、酒壹德利素面鯉節等相添へ宿元へ送り申候

八幡宮江御祈禱相頼

一同日讚州金比羅江代參相立ル、

護摩御札四枚御迎ひ申上候而町濱四ヶ所へ相立ル、右

御祈禱料金壹両貳步奉献ル

両町中仕頭耆人つゝ、締合与して日々濱番處江相詰候様可  
被申付候、追而沙汰ニおよび候迄無怠様御申付可有之候、  
已上

十一月十四日

谷右衛門七

宮内惣右衛門殿

岡井九左衛門殿

十一月十五日

一白米壹石三斗九升九合五勺

右ハ極難渋者三百拾耆人

但し、耆人前壹合五勺つゝ、三日之間御救ひ与して

御上躰を被下置候

同廿一日

一同米壹石六斗六升九合五勺

但シ、人数百五拾九人分、尤追々稼出来ニ付、前人数

之内ヲ減し届書差出し候後チ、七日分

御上躰を被下置候

十一月八日の十五日迄

一大変ニ付、綿御役所并藏共倒レ家ニ相成候ニ付、取除之  
節三町難渋もの相被雇、耆人前銀札四匁宛貫ひ候人数  
高左之通り

一銀札三百五拾貳匁

湊町分

人数高八拾八人役

受取夫々相渡ス

態与相觸候、別紙壹通指廻候条、得其意小百姓共迄不洩  
様可聞申もの也

寅十一月十六日

山本加兵衛

右村々庄屋

町老 方へ

過日申觸候通、此度者前代未聞之大地震、深淵薄氷之お  
もい有之候處、一統早速立除怪我人等格別多分無之、乍  
此上一段之事ニ候得共、差向小屋掛等ニ而如何斗之痛心察

取埋致させ候

出海屋八助後家

女忝人

もと

御見分之上、取埋致させ候

右横死之者江忝人前銀札五拾目つゝ、  
御上躰が被下置、難有夫々江相渡ス

一十一月五日大變之砌、濱方処々ニ火起りニ付、取防キ

候處、惣平宅一家追々大火ニ相成、五日夜中并六日迄

ニ漸々相鎮り、右ニ付五日之夜御出張之御役人中様左ニ

記ス

一御奉行

山本加兵衛様

一御代官

谷右衛門七様

其余御手代衆不残御出張御座候、

同時為加勢灘町、米湊村、上吾川村

但シ当夜町方が粥酒杯加勢人へ為給候

一銀札百目

惣平江

右、火難ニ付難渋ヲ被思召

御上躰が被下置候ニ付、同人江相渡す

十一月五日大變之砌、真木藤治郎皆々留主中、土蔵江入

置候酒造白米貯有之候所、濱方近邊之者共申合セ盗出し、

銘々配分いたし居候處、同八日相顕、皆々御召捕ニ相成、

一通り御聞調之上相違も無御座哉、御屋鋪灘町通りねり

堀下江杭ヲ打、本縄うたれ忝人つゝ、り付、下締半四

郎詰番并夫々引合之者下番致ス、尤九日及十一日迄相さ

らし候、尤大變ニ而揚屋痛ミ候ニ付、御屋敷前ニ而夜分縄

其俣ニ而休足いたす〔略〕

ノ十一人

右之内、拾人同十一日御叱り之上前体御免被 仰付ル

残り〔略〕忝人同十二日前体御免ニナル

右之者盗出し候白米高廿壹俵半、外ニ酒袋八つ、から米

荷内忝荷、同籠ニ忝荷此分御取上ケ、真木藤次郎へ御預

ケニ相成、時節柄若白米等差支へ候節ハ賣拂同人へ被仰

付、其後同人江其俣御返しニ相成候、誠ニ時節柄ニ心得

違いたし諸人之不評ヲ受、後年ニ至り候而も残念之事ニ

候

一同十一月七日、町内為安全

一銀札壹貫貳百三拾三匁壹分一厘

右、竹木代御渡し被下置候、其余わら繩も被下置候、尤人夫ハ在方并濱方へ出ル

右小屋之義ハ追々住居いたし居ものへ其俣被下置候

一町内張番所

御番所前

壹ヶ所

但シ昼夜町役人相詰ル、此處ニ而諸役用向相勤ル、

尤十一月八日と十四日迄

外ニ張番 町端へ 壹ヶ所

上濱へ 壹ヶ所

右張番所へ御紋付御挑灯拝借いたし釣置候、町濱とも廻りニ而相詰ル

外ニ壹ヶ所、濱御番處下へ両町かまいニ而、此處へハ中仕

頭夜分相詰ル

一御酒料 貳封

右ハ中仕頭兩人骨折与して被下置候ニ付、組頭平右衛門へ相渡ス、同人を即刻相渡候

十二月廿八日

一十一月五日大變之砌死人

女壹人 きく

上灘村小網組 儀左衛門娘

但シ町内米屋又助方ニ奉公いたし居候者

右ハ御見分之上内濟為取替一札、委敷ハ別帳ニ

有り

男壹人 喜惣治

今治御領津倉嶋出生之者

右ハ当時岡井九左衛門方酒造手傳ひニ参居候、是又内濟為取替一札、数々別帳ニくわしく有之

男壹人

大和屋 道助

女壹人

同人妻 ぬぎ

女壹人

丸右衛門後家 おさだ

女貳人

仁平娘 小まつ さかよ

右之分ハ家下へしかれ居候ニ付

上躰を御加勢夫被下置、十一月九日掘し候而御見分ヲ受、

覚語相敬ひ可有罷者也

十一月八日

右之御触ハ一統之者最早洪水寄来候様申ふらし、近山へ逃ケ迷ひ候ものも有之様専ら申候、否御觸状到来いたす

態与申觸候、然者此度大地震ニ付郷町一統ニ差支難渋可致ニ付、米麦雜穀類并竹木且葺艸之類、俄ニ直段引上ケ候様之儀不相成候、都而右様之品積出しハ勿論、御他領賣一切被差留候間、左様被相心得、急度取締心得違無之様精々御申達し可有之候、以上

寅十一月九日

谷右衛門七

右村々庄屋町老中

一中難極難相しらべ書付指出候様御沙汰ニ付、中難極難取分ケ人数高帳面差出し候、則左之通り

一白米三石四斗五升四合

但シ中難人数式百四拾七人

外ニ八拾式人 四才五才之兒、跡をしらへ書付差

出す

ズ

一六石七斗七升六合

但シ同断人数四百八拾四人

尤、人数相増し候ハ極難之内追々稼歳ニ付、中難ニ相加ヘル

右之通り十一月八日廿日迄、直安米八十文替、壹人前一日ニ式合つゝ御賣拂被下置候

一白米壹石七斗式升式合八勺七才

但シ、極難分人数ズ三百拾壹人

尤、壹人前一日壹合五勺つゝ、四日之間被下置候

右者上灘村亀岡次郎吉の大変ニ付難渋者へ救ひ与して九日ニ積廻し、上躰江差出し候處、三町へ以割合ヲ御渡しニ相成ル

一大変ニ付、倒家難渋者之分江小屋掛、是又 御上躰を御計ひ被下置候

式拾間つゝ之小屋

濱方へ三ヶ所

拾式間之小屋

町端へ壹ヶ所

右小屋住居之もの三拾式軒余

二 大地震記録

伊豫郡

甲嘉永七年

大地震記録

寅十一月

郡中湊町

嘉永七甲寅年十一月五日七つ時大地震、同七日四つ時右

同断

一從御上躰、同六日九日迄濱惠美須社前ニ而濱方難涉

ものへ御救ひ与して粥一日ニ三度つ、都合四日之間被

下置候

尤、取計之世話町方役人裁許いたす

一郷御目附佐藤清左衛門殿御出張御差圖有之候

一右粥米、白米四石三斗式升

此代 四拾六貫六百五拾六文

一式貫四百七拾四文

右薪代

×四拾九貫百三拾文

銀札ニ直シ七百壹匁八分五厘

右代銀 御上躰被下置候也

一右大変ニ付、五日七七日迄於濱方ニかゝり為焚候、尤入用町構ひ

大変ニ付態与相觸候、別紙一通指廻し候条、得其意小百姓共迄不洩様可聞申もの也

寅十一月八日

山本加兵衛

右村々庄屋

町老

方へ

一此度無存掛天変、一統困窮不成一方痛心之事ニ候、就而者恐怖之心より種々虚説等相唱へ、人々相迷ひ、或者山林遠里等ニ立除候輩も有之趣、大ニ心得違ニ候、たとへ何方ニ罷有候とも、天之下非常之難有之も不被計義ニ付、其場者能々相辨、住處を不離散、銘々火賊之難無之様心を配り、神佛を祈念専用ニ候条、一統其旨令

一當所御役人様御交代之節夫割當、右同断引受候事

一當所御家人中宅替之節夫割當、右同断引請候事

一御家中御家人中井戸替并繩打夫割當、右同断引請候事

一御用竹揚夫割當、右同断引請候事

一諸御宿之節、道具借物賃定之分、割當之賃錢、右同断

引請候事

但、成尺無賃ニ而可致世話定之事

一往來人馬不殘三町引請割當、右同断引受候事

一往來引請宿世話料割當、右同断引請候事

一上灘并中山越米通ひ、右割合引請候事

一駄賃馬惣高拾八疋ニ相究候上者以後相増申間鋪候、自

然馬数減候而指支ニ相成候者右拾八疋ニ三步八毛之割合

ヲ以差出可申候

右之通、三町熟談之上相究候所、実正ニ御座候、然ル上

者後々年ニ至迄無違乱ニ歩八毛之割合ヲ以差出可申候、

尤右ヶ条之外新規之儀致出来候共、相談之上右割合ヲ以

指出可申候、仍而為後證一札如件

文化五戊辰年八月

三嶋町御年寄

岡本屋

宗八殿

同

唐川屋

九左衛門

同

坂本屋

弥八

同町年寄

梶野重左衛門

湊町組頭

三谷屋

宇左衛門

大公儀様江御達御座候而御聞濟御座候ニ付、此度引離別  
名目ニ被 仰付候、右ニ付郷町熟談之上證文為取替申  
候、然ル上者ニ町江引請候内、三步八毛當町内江引請可  
申候、尤為取替候證文面ニ洩候町内切之儀有之候ニ付、  
委細之儀者兩町与三島町為取替候證文面ケ条之通、三  
町熟談之上相究候處、実正ニ御座候、後々年ニ至迄無  
違乱三步八毛之割合ヲ以指出可申候、猶又定ケ条之外、  
新規之儀致出来候共相談之上、右割合ヲ以差出可申候、  
仍而為後證一札如件

定

一前々御願申上候郷町引離之儀

大公儀様江御達御座候而御聞濟御座候ニ付、此度引離別  
名目ニ被 仰付候、右ニ付郷町熟談之上證文為取替申  
候、然ル上者為取替候證文面之ケ条之通、三町江引請  
候内三步八毛當町内江引請可申候、猶又為取替候證文  
面ニ町内切之儀有之候ニ付、則ケ条左之通

一御巡見様遊行上人御通行之節、御本陳下宿共<sup>陣</sup>仮亭主諸  
世話人火之廻并給仕人内夫掃除夫其外入用銀等三步八  
毛引請可申候、尤諸道具等者有合候分差出可申候、御  
用懸之者其役々相勤候人物有之候ハ、其時之見計ニ而  
差出可申候

一臨時ニ 大公儀御役人様、御隣領

殿様并御使者御通行之節、御宿掃除夫内夫給仕人其外  
入用割当、右同断引請候事

一殿様御越之節、町方江御供方御宿被 仰付候節者諸事

町方引請之分割當り、右同断引請候事

一町方御用ニ付御役人様御茶屋江御越之節内夫等割当、  
右同断引請候事

文化五戊辰年八月

同

坂本屋 弥 八

同

唐川屋 九左衛門

湊町組頭

三谷屋 卯左衛門

同町年寄

梶 野重左衛門

灘町御年寄

宮内才右衛門殿

同

宮内弥三右衛門殿

仰付候節者諸事町方引請之分割當、右同断引請候事

一 町方御用ニ付御役人様御茶屋江御越之節内夫等割當、

右同断引請候事

一 當所御役人様御交代之節夫割當、右同断引請候事

一 當所御家人中宅替之節夫割當、右同断引請候事

一 御家中御家人中井戸替并繩打夫割當り、右同断引請候

事

一 御用竹上ケ夫割當、右同断引請候事

一 諸御宿之節、道具借物貸定之分割當之賃錢、右同断引

請候事

但、成尺無賃ニ而可致世話定之事

一 往來人馬不殘三町引請割當、右同断引受候事

一 往來引請宿世話料割當、右同断引請候事

一 上灘并中山越米通ひ、右割合引請候事

一 駄賃馬、惣高拾八疋ニ相究候上者已後、相増申間鋪候、

自然馬數減候而指支ニ相成候ハ、右拾八疋ニ式歩三厘之

割合ヲ以指出可申候

右之通、三町熟談之上相究候処、実正ニ御座候、然ル上

者後々年ニ至迄無違乱式歩三厘之割合ヲ以差出可申候、

尤右ケ条之外新規之儀致出来候共、相談之上右割合ヲ以  
差出可申候、仍而為後證一札如件

三嶋町組頭

吾川屋

甚 蔵 印

同

米屋

与三郎 印

文化五戊辰年八月

同町年寄

岡本屋

宗 八 印

湊町御年寄

梶野重左衛門殿

(6) 湊町から灘町及び三島町に宛てた定め (写)

〔包紙ウハ書〕

「郷町引離ニ付灘町江渡ス為取替證文

湊町」

定

一 前々より御願申上候郷町引離之儀、

大公儀様江御達御座候而御聞濟御座候ニ付、此度引離、別名目ニ被 仰付候、右ニ付郷町熟談之上證文為取替申候、然ル上者三町江引受候内四歩六厘式毛當町内江引請可申候、尤為取替候證文面ニ洩候町内切之儀有之候ニ付、委細之儀者両町と三嶋町為取替候證文面ケ条之通、三町熟談之上相究候處、実正ニ御座候、後々年ニ至迄無違乱四歩六厘式毛之割合ヲ以差出可申候、尚又定ケ条之外新式之儀致出来候共、相談之上右割合ヲ以差出可申候、仍而為後證一札如件

灘町組頭

灘屋与三右衛門 印

同

油屋佐右衛門 印

同

宮内伊 兵 衛 印

文化五戊辰年八月

同町年寄

宮内弥三右衛門 印

同

宮内才右衛門 印

湊町御年寄

梶野重左衛門殿

(5)三島町から湊町に宛てた定め

〔包紙ウハ書〕

「郷町引離ニ付為取替證文 三嶋町」

定

一前々御願申上候郷町引離之儀、

大公儀様江御達御座候而御聞濟御座候ニ付、此度引離別名目ニ被 仰付候、右ニ付郷町熟談之上證文為取替申候、然ル上者為取替候證文面之ケ条之通、三町江引請候内式歩三厘當町内江引請可申候、猶又為取替候證文面ニ洩候町内切之儀有之候ニ付、則ケ条左之通

一御巡見様遊行上人御通行之節、御本陳<sup>〔陣〕</sup>下宿共仮亭主諸世話人火之廻并給仕人内夫掃除夫其外入用銀等式歩三厘引請可申候、尤諸道具等者有合候分指出可申候、御用懸之者其役々相勤候人物有之候ハ、其時之見計ニ而指出可申候

一臨時ニ 大公儀御役人様、御隣領

殿様并御使者御通行之節、御宿掃除夫内夫給仕人其外入用銀割當、右同断引請候事

一殿様御越之節、町方江御供方御宿被

但、送人馬之儀者郷方引請之事

一郷方之儀ニ付他所御使者并御役人様御越之節、御宿之儀者郷方引請之事

一浦御觸其外浦手御用ニ付

大公儀御役人様御通行之節、諸入用當所當り分七ヶ浦割ニ而式つ分町内ニ引請之事

一難船破船之節、両町之儀者是迄之通町内切引請候事

一殿様御越之砌、町方江御供方御宿被

仰付候節、諸事町方引請之事

但、送人馬之儀者郷方引請之事

一町方御用ニ付御役人様御茶屋江御越之節、借物内夫等

町方引請之事

一往来人馬不残町方引請之事

右之通双方熟談之上相究候上ニ而郷町引離之儀御願申上候処、相違無御座候、奉願候通被 仰付候上者右ヶ條之通少茂違乱申間鋪候、仍而為後證如件

文化五戊辰年八月

湊町年寄

梶野重左衛門 判

灘町年寄

宮内弥三右衛門 判

同

宮内才右衛門 判

郡惣代森

村御庄屋

永井房右衛門殿

同

黒田村御庄屋

鷺野梅三郎殿

米湊村御庄屋

新五郎殿

下吾川村御庄屋

栄助殿

(4) 灘町から湊町に宛てた定め

〔包紙ウハ書〕

「郷町引離ニ付為取替證文

灘町」

三嶋町年寄

宗

八判

定

一前々御願申上候郷町引離之儀、

方引請之事

但、送人馬之儀者郷方引請之事

一町方御用ニ付御役人様御茶屋江御越之節、借物内夫等

町方引請之事

一往來人馬不殘町方引請之事

凡

右之通、双方熟談之上相究候上ニ而郷町引離之儀御願申

上処、相違無御座候、奉願候通被 仰付候上者右ヶ條之

通少茂違乱申間鋪候、仍而為後證如件

下吾川村庄屋

栄 助 判

米湊村庄屋

新五郎 判

文化五戊辰年八月

郡惣代黒田村庄屋

鷺野梅三郎 判

同 森 村庄屋

永井房右衛門 判

灘町御年寄

宮内才右衛門殿

同

宮内弥三右衛門殿

湊町御年寄

梶野重左衛門殿

三嶋町御年寄

宗

八殿

本書灘町ニ有

(3)町年寄から村方庄屋に宛てた覚え(写)

覚

一御巡見様御通行之節、町内御本陳<sup>〔陣〕</sup>下宿共仮亭主諸世話  
人火之廻并給仕人内夫掃除夫其外諸道具共、町方引請  
之事

但、仮亭主御用聞火之廻等相勤候人物無之節者御上  
之御差圖

一遊行上人御通行之節、右同断之事

一御巡見様并遊行上人御通行送人馬之儀、郷方江引請之

事

一臨時ニ 大公儀御役人様、御隣領

殿様并御使者御通行之節、御宿掃除夫内夫給仕人諸道  
具、町内引請之事

一 「郷町引き離し」 文書

(1) 町年寄から代官に宛てた覚え (写)

覚

一 両村三町引離之儀、兼而御願申上候処、此度奉願候通、郷町引離町方別名目ニ被

仰付、難有奉存候、然ル上者別紙為取替定書之通、少茂違乱無御座候、仍而為後證如件

三嶋町年寄

宗 八判

湊町年寄

梶野重左衛門 判

灘町年寄

宮内弥三右衛門 判

同

宮内才右衛門 判

小野藤八様

(2) 村方庄屋から町年寄に宛てた覚え (写)

覚

一 御巡見様御通行之節、町内御本陳<sup>〔陣〕</sup>下宿共仮亭主諸世話人火之廻并給仕人内夫掃除夫其外諸道具共、町方引請之事

但、庄屋共相應之御用被 仰付候ハ、相勤可申事

一 遊行上人御通行之節、右同断之事

一 御巡見様并遊行上人御通行送人馬之儀、郷方引請之事

一 臨時ニ 大公儀御役人様、御隣領

殿様并御使者御通行之節、御宿掃除夫内夫給仕人諸道具町内引請之事

但、送人馬之儀者郷方引請之事

一 郷方之儀ニ付他所御使者并御役人様御越之節、御宿之儀者諸事郷方引請之事

一 浦御觸其外浦手御用ニ付、

大公儀御役人様御通行之節、諸入用當所當之分、七ヶ

浦割ニ而五つ分村方引請之事

一 難船破船之節、諸事其浦切引請之事

一 殿様御越之砌、町方江御供方御宿<sup>〔ママ〕</sup> 仰付候節、諸事町

## 史料翻刻にあたって

- 一、伊予市教育委員会所蔵の「郡中湊町町方文書」のうち、「郷町引き離し」文書六  
点と「大地震記録」を翻刻した。
- 一、史料の原文をパソコンで文字入力したが、その際の翻字の方針は、下のとおりで  
ある。
  - 1、原文の文字に最も近い字体にすることを基本としたが、異体字などコンピュ  
ー  
タ搭載の字体にない場合は、常用漢字か類似の字体とした。
  - 2、仮名については、現行の平仮名・片仮名の字体で表記した。
  - 3、合字は二文字にした。繰り返しの記号はコンピュータ搭載の文字（々やゝ、ゝなど）  
にした。
  - 4、平出や欠字は、原文のとおり表記した。
  - 5、編注は〔 〕で注記した。
  - 6、読者の便宜のために、適宜、読点を挿入した。

郡中湊町町方文書解説集編集委員（五十音順）

磯田昌三	上岡貞義	上田稔
沖野新一	門田眞一	重松正矩
曾我部雅之	高市忠	高村博之
武智利博	田島明典	本田壽
松田米博	三好正	八倉文雄
柚山俊夫	米田稻夫	

本書に掲載した航空写真及び2万分の1地形図は、国土地理院長の承認を得て複製したものである。

(承認番号 平成19四複、第94号)

伊予市史資料集第6号 郡中湊町町方文書

郡中三町の「独立」と安政大地震の記録

発行日	平成20年3月31日
編集	郡中湊町町方文書解説集編集委員会
発行	伊予市教育委員会
	〒799-3193 愛媛県伊予市米湊821番地13
印刷	明星印刷株式会社

